住宅用火災警報器に関するＱ＆Ａ

設置しましたか？
まだ設置がお済でない方へ

なぜ設置が必要となったのですか？

全国の住宅火災による死者のうち、半数以上が６５歳以上の高齢者で占められ、今後高齢化の進展とともに住宅火災による死者が増加する恐れがあります。

また、**死亡原因の約７割が逃げ遅れ**によるものであるため、火災の発生を早く気付くために住宅用火災警報器の設置が有効であることから消防法が改正され、平成２３年６月からは、**全ての住宅に設置が義務化**となりました。

全国の住宅火災件数及び死者の推移グラフ（放火自殺者等を除く。）

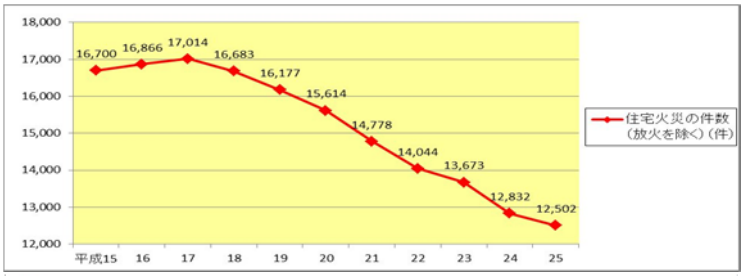

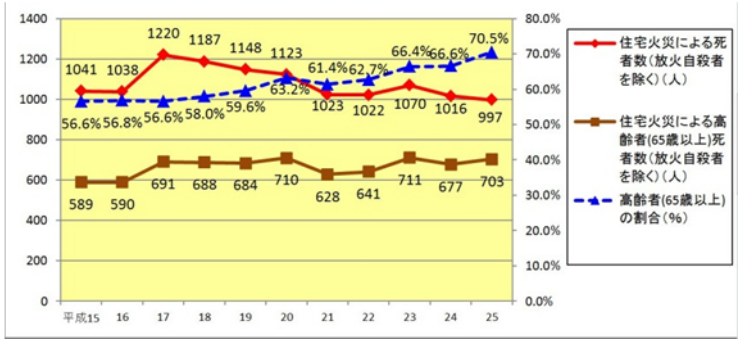

どのくらい設置されているの？

全国の**約８割の住宅**がすでに設置されています。

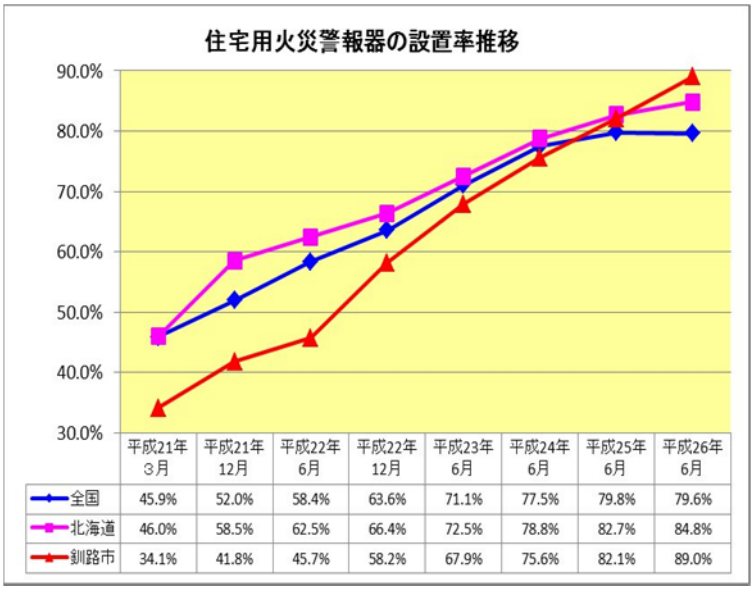

	平成21年3月	平成21年12月	平成22年6月	平成22年12月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
全国	45.9%	52.0%	58.4%	63.6%	71.1%	77.5%	79.8%	79.6%
北海道	46.0%	58.5%	62.5%	66.4%	72.5%	78.8%	82.7%	84.8%
釧路市	34.1%	41.8%	45.7%	58.2%	67.9%	75.6%	82.1%	89.0%

取り付けたその後に！
設置がお済の方へ

日頃の点検方法は？

作動点検について

正常に作動するか、定期的（１ヶ月に１回程度）**作動チェック**をしましょう。

点検方法は、本体のひもを引くものや、ボタンを押して点検できるもの等、機種によって異なりますので、機器の取扱説明書を確認してください。

掃除について

警報器に**ホコリが付く**と火災を感知しにくくなります。汚れが目立ってきたら、乾いた布でふき取りましょう。

警報器の交換時期について

メーカーによって異なりますが、**警報器の交換のめどがおおむね１０年**のものが多く出回っています。警報器には交換時期を明記したシールを貼ってあるか、「ピー」という音で交換時期を知らせるものがあります。詳しくは機器の取扱説明書で確認してください。

乾電池タイプは、電池交換を忘れずに！

もし、警報器が鳴った時は？

火災のとき

大きな声で周囲に火災を知らせ、**１１９番通報**しましょう。可能であれば消火を行ってください。

消火が出来ない場合は、速やかに避難しましょう。

火災ではないとき

火災以外の煙や湯気などを感知して警報器が鳴った場合は、**室内の換気をして、警報音停止ボタンを押す、又は、ひもが付いているタイプはひもを引く**と通常の状態に戻ります。

どのような住宅が設置する対象なのですか？

住宅として使用されている建物すべてが対象となります。１戸建ての専用住宅、マンションやアパートなどの共同住宅の住宅部分、併用住宅の住宅部分が該当します。

お家のどこに設置するのですか？

１戸建て住宅を例にとると、寝室で使用している部屋の天井や壁に設置します。

主寝室の他、子供部屋なども含まれます。

さらに、２階に寝室がある場合は、階段室にも設置が必要になります。

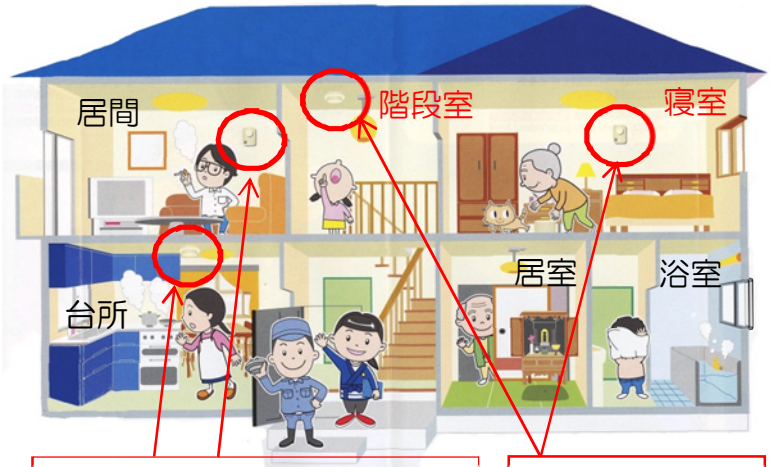

設置義務ではありませんが、安心のため設置をお勧めします。

設置義務です。

※共同住宅にお住まいの方は、設置の前にオーナーや管理会社と十分協議してから取り付けてください。

設置する時の注意事項はありますか？

天井や壁に設置する際には下記の事項に注意してください。

〈天井の場合〉
火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

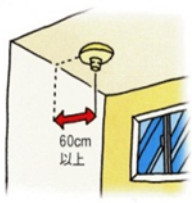

はりなどがある場合の取り付けは…
火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。

〈壁の場合〉
天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるようにします。

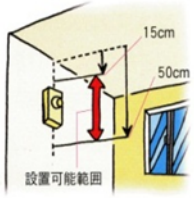

エアコンなどの吹き出し口付近の取り付けは…
換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。

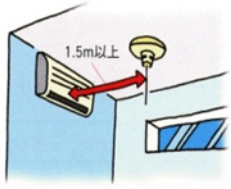

どのような種類があり、どのくらいの価格でしょうか？

寝室等には、煙を感知して作動する煙式住宅用火災警報器の設置をお願いします。

台所に設置される場合は熱を感知して作動する熱式住宅用火災警報器をお勧めしています。

警報器は、家電取扱店や消防用設備取扱店で販売しています。価格は単体で作動するタイプで２０００円～前後から市販されています。（詳しくは取扱店に確認してください。）

住宅用火災警報器の購入の仕方

防災設備取扱店などで購入できます。購入の目安として、鑑定マークが付いているものを選びましょう。

NS
日本消防検定協会

悪質な訪問販売等に十分注意!!

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。

一例
- 「点検も義務付けられている。」と事実を偽って販売する。
- 消防職員のような服装で消防職員のふりをして販売する。（消防署が販売することはありません。）

火災を早期に発見し奏功した事例はありますか？

釧路市消防本部管内では、平成２３年６月の義務化以降の約３年間（平成 26 年 12 月末現在）で住宅用火災警報器による奏功事例が２０事例確認されています。そのうち火災に至らなかった事例が９件、火災の被害を最小限に止めたと判断される事例が１１件あり、「警報器を付けていて助かった。」という事例の報告も受けています。

就寝中、寝室の電気ストーブから掛け布団に着火！布団を焦がしましたが、住宅用火災警報器のおかげで、ぼやですみました。早期に発見、初期消火したため、大事にいたらず「ホッ」としました。

住宅用火災警報器に関する詳しいお問い合わせは　釧路市消防本部予防課　0154-23-0426